

公共施設における京都市公衆無線LAN「KYOTO Wi-Fi」の 整備運用業務に関する仕様書

本仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約に当たっては、本プロポーザルでの提案内容やその後の協議により、実際の契約締結時には変更することがある。

1 件名

公共施設における京都市公衆無線LAN「KYOTO Wi-Fi」の整備運用業務委託

2 目的

本市においては、これまでから、市民や国内外からの観光客の皆様が、無料でインターネットを利用できる公衆無線LANサービス「KYOTO Wi-Fi」環境を提供している。

KYOTO Wi-Fi の運用に関しては、利用者の利便性の確保、セキュリティ対策、運用管理、問合せ受付などを適切に実施できる体制が不可欠であり、事業者におけるITインフラに関する技術、専門知識、経験に基づくノウハウ、実施体制等が求められる。

京都市公衆無線LAN「KYOTO Wi-Fi」のうち、公共施設の整備運用事業の目的を達成するために必要な専門的な知見及び運営体制を有する事業者により「4 委託業務内容」で定める業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和10年8月31日まで

※令和7年9月1日からサービスを開始すること。

4 委託業務内容

参考資料「アクセスポイント設置箇所一覧」の各施設において、以下KYOTO Wi-Fi の運用を行うものである。

(1) サービス提供環境

ア 運用

- ・本市は、AP、サーバ等の設備を保有せず、サービスの提供を委託するものとする。
- ・本市は、電気通信事業者の登録等を行わず、インターネット接続の提供は受託者によるサービスとして提供するものとする。
- ・24時間、365日のサービス提供を可能とすることとし、保守対応に伴う停止を行う場合は、本市へ事前に通知するとともに、利用者に対して適切に周知すること。
- ・本市が指定する固有のSSIDを利用できること。また、本市が指定するSSID以外を発してはならない。
- ・アクセスログ、利用者登録情報、利用者接続機器情報（MACアドレス）等（以下「利用者情報等」という。）を3箇月以上保管すること。また、その取扱いは個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に行うこと。
- ・委託期間中にAPの新設又は廃止を行うことがある。

- ・ A P 新設時の経費負担等については、公募時の見積額を基に本市と協議のうえ決定するものとする。また、A P 廃止時の作業等については必要に応じて受託者の費用負担とする。

イ 機器、通信回線等

- ・ インターネット回線、インターネットサービスプロバイダ、機器、配線など、Wi-Fi サービスの提供に必要な環境については、必要に応じて全て受託者が用意するものとし、これに係る費用は全て受託者負担とする。
- ・ A P は、以下の機能を満たすこと。
 - ・ 周波数は、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯の両方に対応すること。
 - ・ 通信規格は、IEEE802.11a/b/g/n 以上に対応し、Web ブラウザを搭載したスマートフォン、パソコン、タブレット端末等が利用可能であること。
 - ・ A P 1 台当たり、同時に 100 台以上の端末が接続可能であること。
 - ・ 有効伝送距離は半径 20m 程度とすること。
- ・ A P の設置場所の環境や特性に応じて、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。
- ・ A P の設置場所の詳細は本市と協議のうえ決定するものとし、設置に当たっては、安全かつ安定した設置場所を確保するとともに、適切な LAN 配線、電源配線及び電源工事を実施し、景観を損なわないよう留意すること。
- ・ A P の設置場所の機器及び配線の設置状況の写真、図面等を提出すること。
- ・ A P へ新たな機器（機種変更等を含む。）を設置する場合は、当該 A P の電波の有効通信エリア等の現場調査を実施すること。

ウ 利用者へのサービス提供

- ・ 利用者が無料で KYOTO Wi-Fi を利用してインターネット接続ができること。
 - ・ 認証方式は少なくとも SNS アカウント認証及びメールアドレス認証の両方に対応すること。
 - ・ SNS アカウント認証による認証方式には、少なくとも「Facebook、X、Google、Yahoo! JAPAN ID、LINE」の 5 種類に対応すること。
 - ・ 利用者が 5 種類の SNS から一つを選択し、当該 SNS アカウント（ID 及びパスワード）を入力することにより認証を行うこと。
 - ・ 利用者の認証手順は次のとおりとする。
 - ① 利用規約画面等で、認証に利用する SNS を Facebook、X、Google、Yahoo! JAPAN、LINE の中から選択する。
 - ② 各 SNS 認証画面で、利用者自身の SNS アカウントを入力する。
 - ③ 認証完了後、Wi-Fi 接続する。
 - ・ メールアドレス認証では、利用者の E メールアドレス宛てに登録用リンク先を送付することにより認証を行う。利用者の認証手順は次のとおりとする。
 - ① 利用規約画面等で、メールアドレスでログインを選択する。
 - ② 利用者自身のメールアドレス入力し、仮登録する。
 - ③ 仮登録されたメールアドレス宛てに送られるメール本文に記載された本登録用リンク先をクリックする。
 - ④ 認証完了後、Wi-Fi 接続する。
- ※本登録後 1 箇月間は、仮登録のフローを行わずにログインコードが有効（利用可能）

とすること。

※メールアドレス認証における KYOTO Wi-Fi のインターネット接続環境の使用については、②の仮登録から5分間とする。

- ・認証画面及び画面遷移は、利用者が分かり易いデザインにすること。
- ・いずれの認証の認証方式を使用するかは利用者が選択できるものとする。
- ・KYOTO Wi-Fi のインターネット接続環境を使用することにより、利用可能端末が IEEE802.11a/b/g/n 以上の規格に対応し Web ブラウザを搭載している場合、インターネット接続環境を持たない利用者でも無料で認証手続きが可能とすること。
- ・認証は、少なくとも日本語、英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語に対応すること。
- ・利用規約に利用者登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。
- ・KYOTO Wi-Fi を利用したインターネット連続接続時間は、30分／回とすること。
- ・認証に関するインターネット接続時間（仮登録）、連続接続時間などについては、今後の運用で柔軟に対応できるシステムであること。
- ・災害時には、本市の指示に従い、利用者登録の有無にかかわらず、一般社団法人 無線 LAN ビジネス推進連絡会が策定した災害用統一 SSID「00000JAPAN」を用いて、インターネット接続を解放できる機能を有していること。

(2) 業務実施体制（問合せ対応、保守等）

- ・操作方法等に関して、利用者からの電話及び電子メールによる問合せ等を受け付ける窓口を設けること。受付窓口は多言語に対応し、少なくとも日本語と英語に対応すること。
- ・障害発生時等において、本市からの連絡を受け付ける窓口を設けること。
- ・受託者が本市施設内に設置した設備について、動作上の不良又は外観のき損（ただし、経年による劣化は除く。）が生じた場合、受託者の責任と費用負担により、速やかにオンサイトで当該設備の修理又は交換を行うこと。
- ・拠点整備機器について24時間365日の自動監視を行い、障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。
- ・AP等の機器故障時には、速やかにオンサイトでの故障修理又は機器交換を行うこと。
- ・Wi-Fi サービス保守は、必要に応じてオンサイト対応を行う体制が取れること。
- ・定期保守及び障害対応を行った場合は、その都度、速やかに本市へ報告すること。
- ・事件・事故等により警察から情報提供を求められた場合には、本市の指示に基づき、迅速に対応すること。
- ・そのほか、本市が必要であると認める事項について、報告すること。

(3) 利用状況（業務報告）

- ・各APの利用者数について、利用言語、利用時間帯等により日ごとに集計し、毎月10日までに前月分の集計結果を電子データで提出すること。
- ・毎月10日までに、前月分の受付窓口への問合せ状況を電子データで提出すること。

(4) セキュリティ

- ・不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ・外部からの不正な攻撃に備えて、IDS及びDDoS攻撃等の対策が施されていること。
- ・外部からの不正アクセス防止対策として、ファイアウォールを設置し、アクセスログの取得を行うことにより、不正アクセスの監視を恒常的に実施すること。

- ・受託者が用意する機器及びソフトウェアに関して、セキュリティパッチ等の更新が公開された場合は、必要に応じて、速やかに適用すること。
- ・同じＡＰに接続している利用端末間同士の直接の通信を禁止すること。
- ・ＡＰ側から公衆無線ＬＡＮサービス接続環境のネットワークをＶＰＮ網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること。
- ・サーバ、ＡＰ等に保有する利用者情報等の情報漏えい対策を講じること。
- ・有害ホームページの閲覧をブロックするＵＲＬフィルター機能を有し、以下のサイトのフィルタリングを行うこと。詳細は、本市の指示に基づき対応すること。
(児童ポルノ、不法サイト、セキュリティ上問題のあるサイト、アダルトサイト、出会い系サイトその他有害サイト)

5 予算が減額されたときの措置

この契約は、地方自治法第２３４条第３項の規定に基づく「長期継続契約」とする。本市は、翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

上記の規定により本市がこの契約を解除した場合において、受託者は、本市が翌年度以降に支払を予定していた委託料を請求することはできない。

受託者は、上記の規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の履行前に、整備概要、工程計画、安全対策、機器仕様書等を含む整備計画書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、本市と常に連絡を取って十分な打合せをし、その指示によって行うこと。
- (3) 本業務の履行において不明な点が発生した場合又は本仕様書に定めのない事項については、随時、本市と受託者で協議を行い決定するものとする。
- (4) 本業務の履行に当たって知り得た本市の情報及び個人情報の取扱いについては十分注意し、本業務の履行期間中及び完了後においても、第三者へ漏らし、又は委託業務の履行の目的以外に使用してはならない。
- (5) 契約締結に関する費用は、全て受託者の負担とする。
- (6) 本業務の委託期間が満了するとき(満了後も引き続き業務を遂行することとなる場合を除く。)又は契約書等に基づく契約の解除があるときは、次のとおり業務の引継ぎを行うこと。
 - ・業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、本市に引き渡すこと。
 - ・本市及び次期受託者から資料等の請求があった場合は、受託者の不利益になると本市が認めた場合を除き、これに応じること。
 - ・本市が引継未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で次期受託者に引継ぎを行うこと。本市は、受託者がこれに違反し、損害が生じた場合には、受託者に対しその損害額の賠償を求めることができる。
- (7) 受託者が本市施設内に設置した設備が原因となって、本市施設又は第三者の生命、身体若しくは財産に損害が生じた場合、直接的かつ現実的な範囲において、受託者の責任と費用負担により当該損害に対応すること。ただし、当該損害が本市施設又は第三者の故意若しくは過失に基づく行為による場合は、受託者は責任を負わないものとする。

- (8) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議のうえ、決定するものとする。